

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令
政策の名称	国内希少野生動植物種の追加
担当部局・評価者	環境省自然環境局野生生物課長 亀澤玲治 電話番号:03-5521-8283 E-mail:REIJI_KAMEZAWA@env.go.jp
評価実施時期	平成24年3月23日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	ウラジロヒカゲツツジ、シモツケコウホネ、カッコソウを追加することにより、これらの種の保存を図る。
内容	当該3種の採取等、販売・頒布目的の陳列、譲渡し等(あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる)を原則として禁止する。 (環境省施策体系 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進)
関連条項	法律施行令 第1条第1項
必要性	当該3種については、(1)その個体数が著しく減少している等の理由から平成19年8月に公表されたレッドリスト(植物I)において絶滅危惧IA類に掲載され、(2)その後、環境省が実施した国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査においても採取圧、生育環境の悪化等の人為の影響によりその生息状況が悪化していることが平成23年3月に確認されたことから、国内希少野生動植物種として追加することにより種の保存を図る必要がある。
費用	
遵守費用	許可申請に係るコスト
行政費用	許可手続きに係るコスト
その他の費用	特に発生しない
便益	当該3種の採取等、譲渡し等を規制することにより、絶滅を回避し、種の保存を図ることができる。

想定される代替案		
代替案①	今次の国内希少野生動植物種の追加は、種の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであるから、代替案は想定されない。	
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
便 益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
適正な採取等、譲渡し等を行うための許可に係る事務手続き上のコスト、及び、売買が禁止されることにより、当該3種を売買目的で保有している者に対する経済的なコストは生じるが、採取圧が高い植物3種に規制をかけることにより、当該3種の絶滅のおそれを回避し、種の保存がなされる便益を期待できることから、当該規制は有効である。

有識者の見解その他の関連事項
平成24年3月29日開催の中央環境審議会野生生物部会において、当該3種を国内希少野生動植物種に追加することが適当である旨答申。

レビューを行う時期又は条件
これらの種の絶滅のおそれがなくなった場合には、本規制の見直しを行う。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

【 関係法令の名称 】

規制の内容	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 電話番号：03-5521-8283		E-mail：nobukazu_naniwa@env.go.jp
評価実施時期	平成24年3月23日		
規制の目的、内容及び必要性等	ウラジロヒカゲツツジ、シモツケコウホネ、カッコソウについて種の保存を図るため、採取等及び譲渡し等を規制する。		
	関連条項	法律施行令 第1条第1項	
想定される代替案	代替案① 無し。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	許可申請に係るコスト		
(行政費用)	許可手続きに係るコスト		
(その他の社会的費用)	特に発生しない		
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	当該3種の絶滅を回避		
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	適正な採取等、譲渡し等を行うための許可に係る事務手続き上のコスト、及び、売買が禁止されることにより、当該3種を売買目的で保有している者に対する経済的なコストは生じるが、採取圧が高い植物3種に規制をかけることにより、当該3種の絶滅のおそれを回避し、種の保存がなされる便益を期待できることから、当該規制は有効である。		
有識者の見解その他の関連事項	平成24年3月29日開催の中央環境審議会野生生物部会において、当該3種を国内希少野生動植物種に追加することが適当である旨答申。		
レビューを行う時期又は条件	これらの種の絶滅のおそれがなくなった場合には、本規制の見直しを行う。		
備考			